



島根労働局発表
平成29年7月27日

担
当

島根労働局職業安定部職業対策課
課長 米原 幸男
障害者雇用担当官 沖田 博司
TEL 0852-20-7022

平成30年4月1日から障害者法定雇用率が引き上げになります

～ 民間企業の障害者法定雇用率は、現在の2.0%から2.2%へ ～

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び同法施行規則が平成29年6月30日に改正公布され、平成30年4月1日からの障害者法定雇用率は別添のとおりになります。

島根労働局（局長 浅野 茂充（あさの しげみつ））及びハローワークは、改正法定雇用率の個別企業に対する周知を実施するほか、県内企業等へより広く周知されるよう、県、市町村及び経済団体へ協力を依頼します。

① 島根県知事訪問による周知協力依頼

- ・ 日 時 平成29年8月2日（水）午後1時15分
- ・ 場 所 島根県庁知事室
- ・ 実施者 島根労働局長

② 市町村への周知協力依頼

- ・ 期 間 平成29年8月予定
- ・ 実施者 公共職業安定所長
- ・ 内 容 市町村長を訪問し、周知協力を依頼します。

③ 島根県経済4団体及び島根県社会保険労務士会への周知協力依頼

- ・ 期 間 平成29年8月予定
- ・ 実施者 島根労働局、島根県
- ・ 内 容 島根県経済4団体（一般社団法人島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会議所連合会及び島根県商工会連合会）及び島根県社会保険労務士会を訪問し、会員企業等に対する周知を依頼します。

④ 県内商工団体への周知協力依頼

- ・ 期 間 平成29年8月予定
- ・ 実施者 公共職業安定所長
- ・ 内 容 県内の商工会議所及び商工会を訪問し、会員企業に対する周知を依頼します。

事業者のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業者には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

| 事業者区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------|-------------|
| | 現行 | 平成30年4月1日以降 |
| 民間企業 | 2.0% ⇒ | 2.2% |
| 国、地方公共団体等 | 2.3% ⇒ | 2.5% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2% ⇒ | 2.4% |

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいますよう、お願いいたします。

留意点

①

対象となる事業者の範囲が、**従業員45.5人以上**に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業者の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業者の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業者には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

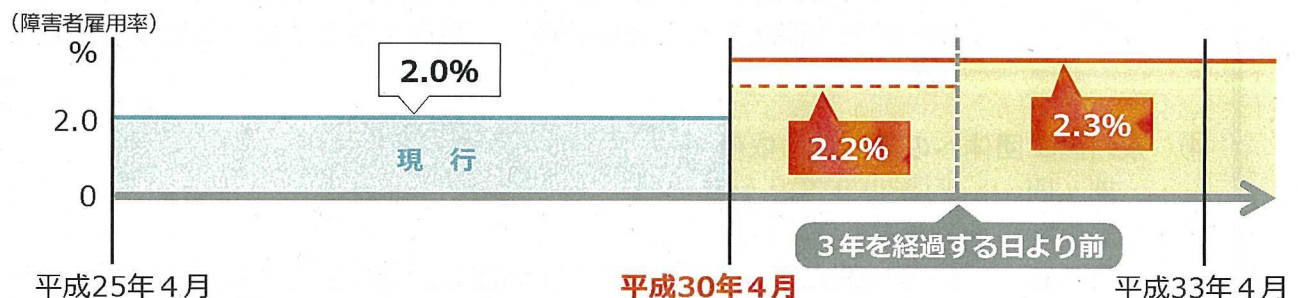
留意点

②

平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げ**となります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業者の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・島根労働局・ハローワーク